

2013年9月10日

## **SAAJ** NEWS RELEASE

### 改訂公開草案「リース」について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：大場 昭義 東京海上アセットマネジメント投信株式会社 代表取締役社長）は、2013年5月に国際会計基準審議会（以下 IASB）が公表した改訂公開草案「リース」についての意見書を、9月10日（火）に IASB へ提出しました。

#### 【意見書のポイント】

- ✓ 我々はリース取引のオンバランス化を一貫して主張してきた。これは、リース資産を計上すると同時に、対応するリース負債も計上することで、企業活動の実態がより良く財務諸表に表示されると考えるからである。改訂公開草案（以下、基準[案]）の勉強会出席者へのアンケートでも、76%の回答者が「全てのリースのオンバランス化は、現行基準の改善になると思う」と答えている。このため、基準[案]の内容が一段と充実され、借手のリースが原則として全てオンバランス化されることを熱望している。
- ✓ 本公開草案の第5項で「借手は本基準[案]を無形資産に適用する必要はない」としている点に関しては、ソフトウェアのリース取引が多い我が国の現状を考慮し、ソフトウェアなどの無形資産にも基準[案]の適用を強制することを提案したい。さらに、「タイプ A」と「タイプ B」が、不動産かどうかに着目した分類にも関わらず、基準[案]の第29項と第30項および説例では「タイプ A」と「タイプ B」を分類することは難しいという声は多い。我々は、IASB が設例も含めて「タイプ A」と「タイプ B」の違いを一段と明確化すること、両者についてより具体的な呼称を検討することを期待している。
- ✓ 我々は、基準[案]の借手および貸手への開示要求の双方ともに、財務諸表の利用者に有用な情報を与えるものとして評価している。特に借手のリース負債の満期分析は流動性リスクの把握に、貸手のリース債権の満期分析は将来キャッシュフローの予測に役立つものとしての期待が大きい。一方で、基準[案]の開示要求の中には、重要性の原則の観点から、金額の小さな場合には開示の省略が可能な個別の開示項目もあると考えている。

#### 【添付資料】

資料1 *re: Comments on Exposure Draft "Leases"*

資料2 改訂公開草案「リース」についての意見書

本件に関するお問い合わせは下記まで

日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞